

植木組 指定請求書に関するQ&A

請求書の変更	Q	指定請求書が新しくなったのはなぜですか？
	A	軽減税率制度の導入により、改正消費税法で請求書に関する規定が変更になりました。 これに対応するため、①税率の選択表示、②税率ごとの金額集計を行う変更をいたしました。
入力方法	Q	入力で変更になった項目はありますか？
	A	①「税率(%)」で税率を選択していただきます。(右図が選択画面です) 手入力せず、必ず表示される税率の中から選択してください。 ②「消費税」、「税込金額」は自動計算いたします。 「消費税」の金額が誤っている場合は、「税率(%)」を確認してください。 端数処理の都合で一致しない場合は、上書き入力してください。
税率区分	Q	選択入力する税率は、どのようなものがありますか？
	A	選択入力できる税率は、以下の4つです。(右図が選択画面です) ① 10% ：2019年10月から適用される通常の税率です。 ② 8%(軽減) ：2019年10月より飲食料品、定期購読の新聞に適用される軽減税率です。 ③ 8%(旧税) ：2019年9月まで適用になっていた税率です。 (9月分までの請求や経過措置が適用される工事代金の請求で使用します。) ④ 不/非課税 ：消費税が課税されない請求に使用します。
エラーの対処	Q	「消費税」や「合計」で計算されず、エラーが表示されます。
	A	主に「税率(%)」欄で税率が選択されていないことが原因です。 選択した税率を使用して、消費税を計算したり、集計を行なっているため、正しい税率を選択してください。 詳細は、指定請求書(EXCEL)の「記入例」シートをご覧ください。
9月請求分	Q	10月分の請求時に、9月納品分の請求もあるのですが、請求書を分けなければいけませんか？
	A	9月以前の請求分を10月分の請求書と別にする必要はありませんが、 9月分と10月分を別項目にし、9月分の税率は「8%(旧税)」を選択してください。 (10月分の税率は、「10%」もしくは「8%(軽減)」を選択してください。) 1枚に収まらない場合は、別の請求書を作成してください。
出来高請求	Q	4月以降の工事注文書(10月以降完成)の9月までの出来高に対する消費税差額は、どのように請求しますか？
	A	消費税差額の請求用紙は、弊社ホームページ内の「指定請求書ダウンロード」にありますので、お手数ですが、この請求用紙を使用してご請求ください。 この請求用紙は、10月分の通常の請求書と合わせてご提出ください。 (極力、10月請求時にご提出をお願いいたします。)

